

福生町吏員旅費額及其支給條例

第一條

吏員が公務のため旅行するときは本條例に依り旅費を支給する

第二條

旅費は鐵道賃^(船賃)車馬賃日當及宿泊料の五種とし順路に依る之を支給する

但し公務の都合により又は其の事故に依つて順路に依り旅行が出来ない場合は其の現に通過した順路による

第三條

鐵道賃船賃車馬賃は町長が定めるところに依り之を支給する

第四條

日當及宿泊料は別表の定めるところにより之を支給する

第五條

汽車又は水路に依らない旅行は之を陸路旅行とし料數に應じて車馬賃を支給する 車馬賃は經過した路程を合算し一料未滿は切捨とする

特別の事情により定額車馬賃を以て其の實費を支拂ふことができない場合は實費額を支給することが出来る

第六條

日當は日數に應じ宿泊料は夜數に應じ之を支給する

第七條

旅費の支給については旅行日數は出張地に於ける滞在日數及途中止むを得

ない事由のため要した日數を除く外鐵道旅行は四の料水路旅行は百海里陸路旅行は五十料について一日の割合で通算し一日未滿は日とする 但し數種旅行が相踏るときは各路程の十二分の一を以て一時間、行路として一日の旅行を十二時間とする

第八條

鐵道及水路五十料未滿又は陸路二十五料未滿の旅行に在つては公務の都合に依り宿泊した場合を除く外は其の日當は定額の二分の一に相當する額とする

鐵道水路又は陸路に亘る旅行に在つては鐵道及水路は二料を以て

陸路一料と看做して前項の規定を適用する

第九條

公用車に依つて旅行する場合車馬賃を支給しない

第十條

鐵道賃船賃又は車馬賃は各其の路程を合計して之を支給する

但し通算上一料一海里未滿の端數を生じたときは切捨とする

第十一條

旅費は其の月分を翌月五日迄に支給する

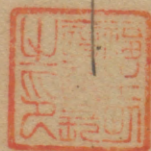
附則

本條例は公布の日から起算して六月を超えたる日経過したる限り施行する

福生村熊川村組合有給吏員旅費規程は之を廃止する

議決第三號

福生町會議長 岸徳次郎



議案第六號

左記の通り寄附の申出があつたから之を受入れた
ものとす

一 金 貳 千 圓 也

福生町大字熊川一番地 石川彌八郎

昭和二年一月二十七日提出 即日議案可決

福生町長代理助役 加藤市藏

議決第七號

昭和廿貳年壹月廿七日

福生町會議長 岸徳次郎



議案第七號

福生町定例町會の期日に関する條例を次のやうに定める

昭和二十二年一月二十七日提出 即日原案可決

福生町長代理助役 加藤市藏



提案理由

改正町村制第四十七條の二の第三項の規定により町會は毎年六回以上定例會を開く旨定められたから之についての條例を設定する必要がある

福生町定例町會の開會期日に関する條例

第一條 本町會の定例會は次に定める期日開會する

ものとする

第一回 二月二十日
 第二回 二月二十日
 第三回 六月二十日
 第四回 八月二十日
 第五回 十月二十日
 第六回 十二月二十日
 前項の開會日が 休日に當るときは 順次繰下げ
 るものとする

附則

本條例は公布の日から之を施行する

議決第七號

昭和廿貳年壹月廿七日

福生町會議長 岸徳次郎



議案第三號

町村制第十一條第三項の規定に依り 議員定数條例
 を次のやうに定める

昭和二十二年一月二十七日提出 即日原案可決

福生町長代理助役 加藤市藏



福生町會議員定数條例

町村制第十一條第二項に依り 本町會議員の定数を
 二十六人とする

附則

本條例は次の總選挙より之を施行する

理由

本町人口係昭和二十一年四月二十六日施行人口調査に依り市制町村制施行規則第一條第一項の規定により議案の通り條例を定めんとするものである

議決第二號

昭和廿貳年壹月廿七日

福生町會議長岸徳次郎



昭和二十二年第二回町會議錄

昭和二十二年二月三日 福生町會 福生町役場に招集す

一應招議員左の如し

- | | |
|-----|-------|
| 第一番 | 森田誠重 |
| 第二番 | 加藤市藏 |
| 第三番 | 平井初五郎 |
| 第四番 | 高橋頼四 |
| 第五番 | 今里田伍 |
| 第六番 | 田村富士郎 |
| 第七番 | 横田壽照 |
| 第八番 | 川窪寿七 |
| 第九番 | 細谷喜藏 |
| 第十番 | 岸徳次郎 |

一 會議事件左の如し

一 財政調整積立金繰入の件

二 補助金交付の件

三 昭和三十一年度福生町歳入歳出予算の件

四 一時借入金。の件

五 歳計現金並蓄積金預入金融機関の件

六 昭和三十一年度福生町歳入歳出予算案

七 寄附受領の件

八 福生町月給吏員年功加俸條例廃止に関する件

九 福生町税及市賦課徴收條例の一部改正の件

一〇 福生町手数料條例の一部改正の件

二 福生町會會議規則設定の件

一 本會の書誌 左の如し

嘱託

内田

勇

一 議長(岸徳次郎) 二月二十五日午前十時五十分開議を宣告す

一 出席議員は應招議員に同じ

一 議長 會議事件全部を其の順序に依り本日の議事日程とする

一言を報告す

日程第一 財政調整積立金繰入の件

一 議長(岸徳次郎) 本件を議題と爲す旨を告ぐ

一 第五番(今里田伍) 原案賛成の旨を述べ
一 議長 原案賛成者に起立を命ず

起立者 全員

一 議長 全會一致に付原案の通確定する旨を告ぐ

日程第二 補助金交付の件

一 議長(岸徳水郎) 本案は簡單なる議案に付讀會省略する
旨を告ぐ

一 第十五番(細谷喜藏) 原案賛成

一 議長 原案賛成の外他に異議なきに付原案に確定する旨を告ぐ

日程第三 昭和三二年度福生町歳入歳出豫算

一 議長(岸徳水郎) 第二讀會を開く旨を告ぐ

一 町長(代理町役) 提案の理由を 昭和三二年度に於ては税制の改革

も決定せざる支出に於ては人件費学校費 厚生費何れも

激増し本年度頭書預算額に比し十倍となりたるも鋭

意調整を以てとも 町税は何れも制限課率内に止めたる

と説明す

一 五番(今里田伍) 学校医手当てに付

一 十五番(細谷喜藏) 厚生費の具体的内容に付

一 工番(横田寿照) 衛生費に付

夫々質問し 町長之に對し答辨す

一 議長 第二讀會は終了と認め第二讀會を開くや否に付會議に

於て全員異議なきを以て第二讀會を開く旨を告ぐ

一 議長 議事の便宜上先づ歳出各款を審議する旨を告ぐ

一 議長 歳出各款に異議なきや否に付採決する旨を告げ原案賛

成者の舉手を命ず

一議長 挙手者 全員

一議長 挙手者過半数なる旨を告げ 歳入各款を審議する旨を告ぐ

一議長 歳入各款に異議なきや否に付採決する旨を告げ 原案賛成者。挙手を命ず

挙手者 全員

一議長 挙手者全員なるにより第三讀會を開く旨を告ぐ

一第三讀會 (川窪清七) 第二讀會決定。通異議なしと呼ぶ

一議長 第二讀會決定。通異議なき者に起立を命ず

起立者 全員

一議長 全員に付第三讀會決定。通確定する旨を告ぐ

日程第四 一時借入金。件

一議長 (岸徳次郎) 本件を議題とする。旨を告ぐ

一第九番 (田村富士郎) 原案に賛成する旨を述べ

一議長 原案賛成者に起立を命ず

起立者 全員

一議長 原案賛成者は全員に付 確定する旨を告ぐ

日程第五 歳計現金並蓄積金預入金取換の件

日程第六 昭和五年年度福生町歳入歳出予算案流用

議案

日程第七 寄附受領の件

一議長 (岸徳次郎) 三件を一括議題とする旨を告ぐ

一第二番 (森田誠重) 原案に賛成の旨を述べ

一議長 原案賛成者に賛成 起立を命ず

起立者 全員

一議長 全員賛成に付原案。通確定する旨を告ぐ

一議長 晝食のため休憩を宣す

時に〇時十五分なり

一議長 午後一時開議を宣告す 出席議員休憩二則に同じ

日程第八 福生所有給吏員年功加俸條例廃止の件

一議長(岸徳次郎) 本件を議題とする旨を告ぐ

一所長(代理助役加藤中藏) 昨年七月給與改正に依り年功加俸

は本給に繰入れられたいや不要となりたる旨の提案理由を

説明す

一三番(平井初五郎) 原案賛成の旨を述べ

一議長 原案賛成者に起立を命ず

起立者 全員

一議長 全員賛成に付原案の通確定する旨を告ぐ

日程第九 福生町統及共賦課徴収條例の一部改正の件

日程第十 福生町手数料條例の一部改正の件

一議長(岸徳次郎) 二件を一括議題とする旨を告ぐ

一町長(代理助役加藤市藏) 本件は 昭和三十一年度予算に附随し

て改正を要する旨の提案理由を説明す

一四番(高橋頼四) 原案賛成の旨を述べ

一議長 原案賛成者に起立を命ず

起立者 全員

一議長 全員一致に付原案の通確定する旨を告ぐ

日程第十一 福生町會會議規則設定の件

一議長(岸徳次郎) 本件は 議員平井初五郎君外七名の提

案によるものに付規定により議決と爲す旨を述べ

一第二番(加藤市藏) 提案者を代表し本件は町村制第四十六

條の二の第六項の新設に伴いて改正を企圖せる旨の提案